

質問回答書

回答日: 令和7年8月29日

案件名称: 令和7年度大阪市データ活用人材育成計画策定支援業務委託

項番	資料名称	該当員	該 当 項 目	質 問 内 容	回 答
1	提案書作成要領	3	2. 2 実施計画書にかかる留意事項	業務実施計画書は、契約締結後、10営業日以内に提出することに調達仕様上なっておりますが、作成要領では、『本業務を達成するための実施計画について作業工程やスケジュールを具体的に記載すること。』とあり、提案書と合わせて提示を求められている理解です。提案時は、スケジュール(案)のみを示せばよいという理解で認識合いますでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	業務委託仕様書	3	(2)人材育成計画及びロードマップの不存在	あくまでデータ活用に照準を当てた育成計画とロードマップの策定を求められているように読み取れますが、2.2関連する取り組み(1)データ利用にも記載がある通り、データ利用も促進していく必要があるため、活用だけでなく、利活用人材の育成計画が必要と理解しておりますが、本委託はあくまでEBPM推進のための研修計画とロードマップ、研修案の策定なのでしょうか。データ利活用基本方針もインプットに検討するとあるので、利用もスコープにいった計画策定なのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。	原則、大阪市データ活用方針に記載されている階層別の人材像とスキルセットを踏まえた人材育成方針の具体化を行うことを想定していますが、データ活用だけでなく、データ利用の観点もスコープに含まれます。
3	業務委託仕様書	3	(2)人材育成計画及びロードマップの不存在	「EBPM オフィサー」、「EBPM マネージャー」、「EBPM リーダー」、「EBPM フォロワー」、「EBPM エキスパート」などの過去定義されてきた役割にそった育成計画でなければならないのでしょうか。それとも、役割定義を見直す、再検討するところから考えることは可能でしょうか。データ利活用の観点から考えると、上記役割によらず、育成プランを検討するべきなのかと考えております。	原則、大阪市データ活用方針に記載されている階層別の人材像とスキルセットを踏まえた人材育成方針の具体化を行うことを想定していますが、人材育成計画を策定する中で、必要があれば各役割の定義等を見直すことはあり得ます。また、複数の階層にまたがる共通の育成プランを提案することは妨げません。